2022 年度 鈴木良ゼミ 3 回生調査報告書

同志社大学社会学部社会福祉学科 2022 年度 鈴木良研究室 3 回生ゼミ

安達理久也、半田未悠、堀雄介 川崎知我、本吉裕輝、小川茜 小川萌、芝本七海、柴田大地 鈴木瞳、田口穂実、樽本澄怜、佐々木晴哉 巻頭言 2022 年度・鈴木良ゼミ・3 回生の活動報告

鈴木 良

第1章 当事者視点に基づいたバリアフリー・権利擁護とは 堀 雄介・川崎知我・佐々木晴哉・樽本澄怜

第2章 視覚障害者が社会の一員として認識されるためには

柴田大地・鈴木瞳・半田未悠

第3章 NPO 法人こどもの里における子ども観~子どもの権利条約から考える 安達理久也・小川茜・小川萌・芝本七海・田口穂実・本吉裕輝

資料 報告会でのパワーポイント資料

2022 年度・鈴木良ゼミ・3 回生の活動報告

鈴木 良

私の3回生のゼミでは、実際にインタビュー調査やフィールドワークを行ない、この結果をもとに研究論文を書いて、社会に発信することを目的に活動をしています。2022年度は、障害・権利擁護グループと、こどもの貧困グループに分かれて、調査の事前準備と論文執筆、そしてシンポジウム形式の報告会での発表を行ってきました。

1. 同志社大学 SDA 室のコーディネーターである日下部隆則さんへのインタビュー

2022 年 6 月 6 日に、2022 年度鈴木ゼミ 3 回生の学生の皆さんは、SDA 室のコーディネーターをされている日下部隆則さんにインタビュー調査をしました。

当日に向けて学生にはインタビュー項目を準備してもらいました。今回のインタビューは 7 月にバリアフリー活動家の大久保健一さんに同志社大学のバリアフリーチェックを学生と共に行うため、SDA 室が当校のバリアフリーの現状をどのように考えているのか、バリアフリー整備の現状と課題を明らかにするために行いました。

3回生の佐々木晴哉君が中心となって、日下部さんに質問を尋ねました。日下部さんは聴 覚障害のある当事者であり、インタビューの際には、UDトーク・ソフトが活用されました。 インタビューは、予定していたバリアフリーの現状や課題だけではなく、聴覚障害のある当 事者としてどのように障害や権利について考えているのかということに及びました。

これは、インタビューを行った佐々木くんが話を聞きながら、当事者としての視点が重要であるということを感じ取り、柔軟にインタビュー項目をその場で考え、問いかけたからでした。あらかじめ用意しことにとらわれず、インタビューをする相手のストレングスを引き出し、答えを引き出していくことはソーシャルワークの対面面接でも重視されることです。改めてインタビュー調査とソーシャルワークの面接技法に共通点があることを学生たちは学ぶことになったのではないかと思います。

インタビュー内容については、例えば、山本覚馬の時代から同志社大学では視覚障害者の合理的配慮がその建学の精神の中に組み込まれてきたこと。視覚障害者の情報保障という観点から、図書館では点字図書ではなく、「ブレイルメモ」「ブレイルセンス」の観点からデジタルデータに転換することが重視されていることが話されました。小中学校では点字教科書が重視されている一方、大学ではデジタルデータのデータベース化が重視されていることを学生たちは改めて学びました。

ただし、視覚障害のある学生が必要な図書のデジタル化を SDA 室に依頼したとしても、時間を要すること、全ての図書をデジタル化することは困難であることの課題もあることがわかりました。今回のインタビュー調査は、7月の当事者インタビューに向けての準備としての位置付けでしたが、日下部さんが聴覚障害のある当事者であるということもあり、貴重なインタビューとなりました。



写真1:学生たちが日下部さんにインタビューをしている様子

2. 航空バリアフリー活動家の大久保健一さんへのインタビューと新町キャンパスのバリアフリーチェック

2022年7月11日に、航空バリアフリー活動家の大久保健一さんにインタビューを行いました。彼は、脳性麻痺があり言語障害があります。大久保さんは全国の飛行機や空港、道路や建物のバリアフリーチェックを行い、行政や企業と交渉しながらバリアフリーの環境をつくってきた活動家です。

彼は、旅行に行くことが好きで、格安航空会社のピーチの乗車拒否にあい、その後のピーチとの交渉の末、乗車が可能になったという経験があります。この経験をもとに、全国の航空会社や空港を実際に利用しながら権利要求の活動をしています。彼は一人で活動していますが、活動先では、障害者の当事者団体である自立生活センターなどに協力を呼びかけ、また、企業や行政担当者、マスコミにも、活動を見てもらい、ネットワークを形成しながら活動をしている点に特徴があります。

大久保さんは、空港や建物を日常的に利用するのは、その地域の障害者であり、また、その場のバリアフリー環境の整備の責任を担うのは行政や企業なので、こうした人々が参加しながら、活動を行うことの重要性を語っていました。自分が離れた後も、地元の人々の力によって、より良い環境へと改善されるように、働きかけているということでした。まさに、地元の人々という当事者が中心となって取り組めるように、側面的に支援をする支援のあり方が示されていると思いました。

インタビュー後には、大久保さんと学生とで、新町キャンパスのバリアフリーチェックを しました。食堂、社会学部事務所、多目的トイレ、大教室、パソコン教室、自動販売機、学 生棟などをチェックしていきました。新町キャンパスは比較的新しく、スロープや多目的ト イレも設置されているので、比較的整備されているのではないかと当初は思っておりまし た。しかし、大久保さんとキャンパスを回ると、ここは本当に「バリアだらけ」であること を思い知らされました。

例えば、多目的トイレはあるのですが、鏡の位置が高いこと、非常ベルに紐がないこと、 ウォシュレットのボタンが小さいこと、蓋上に開けるゴミ箱の不便さなどが指摘されまし た。また、トイレについては、手すりが上下に動くタイプのトイレだけではなく、横に動く タイプのトイレもあった方がいいなど、多目的トイレによっても当事者の状況によって 様々なものが設置されていることが重要であることが指摘されていて、学生は感銘を受け ていました。

そして、R201 の大教室は数多くの課題があることがわかりました。学生の立場で考えると、座れる場所は、一番後ろか、前かの選択肢しかありません。大久保さんは中間にも車椅子で入れるスペースがあるといいと話しています。前には、いちおう、車椅子用のスペースを確保したとみられる移動式の机もあります。しかし、スペースが十分に確保されておらず、車椅子が入るのが困難でした。また壇上にはスロープが設置されていて、車椅子で上がれるようにはなっていますが、スロープの幅が狭く、壇上から降りるのは極めて危険なほどでした。このように、一見、スロープがあり、スペースがあり、車椅子に配慮しているように見えますが、当事者の目線から考えると、快適な環境とはいえるものではありませんでした。

大久保さんは、インタビューの中で、建物を設計する段階から車椅子ユーザーの当事者が 参画すべきだと語っていました。新町キャンパスを設計するときに、車椅子ユーザーを含め て障害当事者はどの程度、参画できていたのでしょうか。私たちは、改めて当事者の目線で 考えることの重要性を感じました。



写真2:大久保さんに学生がインタビューをしている様子



写真3:大久保さんと新町キャンパスのバリアフリーチェックをしている様子

3. 視覚障害者の野々村好三さんへのインタビュー

2022 年 7 月 18 日に、3 回生ゼミの学生が視覚障害者の野々村好三さんにインタビューをしました。野々村さんは、「地域の学校で学ぶ視覚障害児(者)の点字教科書等の保障を求める会」の活動に参加し、視覚障害者の歩行の自由と安全を考えるブルックの会の立ち上げに関わってきました。ブルックの会は、1995 年に大阪市営地下鉄御堂筋線「天王寺駅」にて視覚障害男性・佐木理人氏がホームに転落する事故が起こり、1999 年に駅ホームの安全性の確保・事故現場の早期改善等を願って佐木氏提訴が起きたことによって開始されます。

当日は、柴田大地君を中心とした野々村班のメンバーがインタビューを担いました。野々村さんからは、権利要求活動において重要なのは、国に対して要望書を提出することよりも、シンポジウムなどで一般市民と対話したり、一般市民が視覚障害者に直接かかわることのできる取り組みを行なったりすることが重要だと話されました。

学生からは、活動をすることになった動機とは何か、様々な活動に参加するのには理由があるのか、といった鋭い質問がなされていました。またインタビュー終了後には、学生が誘導して野々村さんをバス停まで送りました。こうした直接支援をする関係こそ、野々村さんが大切にされているものであり、最後に経験できてよかったと学生たちも語っていました。



写真4:学生たちが野々村さんにインタビューをしている様子



写真5:学生が野々村さんをバス停まで送る様子

4. 釜ヶ崎でのフィールドワークと、こどもの里の代表・荘保保子さんへのインタビュー

2022年7月17日、3回生ゼミの学生と、昨年からこどもの里への訪問を希望していた現2回生や大学院生と共に、大阪西成区にある通称「釜ヶ崎」のフィールドワークをしました。子どもの貧困について考えることが私たちのゼミのテーマの一つであるため、釜ヶ崎のフィールドワークと共に、釜ヶ崎にあるこどもの里の訪問と代表の荘保共子さんへのインタビューを行いました。

午前中は、水野阿修羅さんのご案内のもとに約 2 時間かけて釜ヶ崎の歴史的に重要な場所をご案内していただき、丁寧な説明をしていただきました。ここを訪問する時に、釜ヶ崎は治安が悪いので大丈夫かという意見を様々な人から聞きました。しかし、実際に訪問してみると、そこで生きる人々の優しさに触れたり、どこか懐かしい雰囲気を感じたりすることができたり、どこか魅かれるものがあったと学生たちは語っていました。案内役の水野さんの説明も歴史と現在を踏まえた意義深いものであり、私たちは多くのことを学ぶことができました。

私は、大学生だった 1997 年の夏に、この釜ヶ崎にある「炊き出しの会」というところで、「おっちゃんたち」と寝泊まりし、三角公園で炊き出しのボランティアをしたことがあります。このときに、「おっちゃん」たちにとても親切にしていただいたことを今でも覚えていて、当時のことがよみがえってきました。

午後は、水野さんへの質疑応答の時間の後、こどもの里の代表の荘保さんにインタビューをしました。3回生の本吉裕輝君たちを中心にインタビューを行いました。荘保さんからは、子どもの権利の重要性や子どものもつ力について力強いお話を聞くことができました。子どもの力や権利を信じて活動をする荘保さんの人としての力強さと、こどもの里の子ども中心の活動に私たちは感銘を受けました。学生からも様々な質問が出され、とても有意義な

時間を過ごすことができました。

荘保さんとの話は3時間にも及びました。4時過ぎていましたが、この後、こどもの里を訪問し、こどもの里で近年若者支援として始められたステップハウスを訪問しました。こどもの里の入り口にはこどもたちの靴が所狭しと並んでいて、1階では子どもたちが楽しく遊んでいました。ステップハウスのリビングには、IKEAが寄付したとされるきれいな家具が置かれていました。企業による社会的貢献としてこのようなたくさんの家具が寄附されたことに学生たちは驚いていました。

1日かけての釜ヶ崎のフィールドワークでしたが、学生たちにとってはかけがえのない経験となったのではないかと思います。このときの経験を糧にして、それぞれの活動に生かしていってほしいと思います。



写真6:水野さんの案内で学生と共に、釜ヶ崎をフィールドワークしている様子



写真7:荘保さん、水野さんと学生とが話し合う様子

5. 論文の作成と報告会

秋学期は、春学期に行ったインタビュー調査やフィールドワークの結果を分析しました。 文字起こしをしたデータを、質的調査法を通して分析して、論文作成の仕方を学びながら、 実際に論文を作成してもらいました。

論文は、時間軸に即して整理し、物語のように記すライフヒストリー法で書いてもらっています。ライフヒストリーで重要なのは、それぞれの人生を具体的に記述すること、そして、普遍的な研究の問いから明らかになった研究の成果を明示することにあります。1回限りのインタビューでも、そこには新しい研究の成果があり、そのことを学生に理解してもらいたいと考えています。

報告会では、これまでの調査成果をシンポジウム形式で学生に発表してもらいました。発表内容については、以下の学生による発表資料をご参照いただければと思います。



写真8:報告会の様子

今年度のインタビュー調査とフィールドワークは、障害・権利擁護、こどもの貧困の領域と多岐にわたりました。学生たちは、授業時間という限られた時間的制約の中で、グループで文献を調べ、意見を交わし、調査結果を分析した結果をまとめてくれました。今回行った調査方法は、エスノグラフ一やライフヒストリーと呼ばれる調査法で、学生たちはその方法の一端を実践的に学ぶことができたのではないかと思います。今後はそれぞれの卒業論文、そして、卒業後の様々な仕事にこのとき学んだ方法を活かしていってほしいと思います。

最後に、調査に協力してくださった日下部隆則さん、大久保健一さん、野々村好三さん、 水野阿修羅さん、荘保共子さんに心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

第1章 当事者視点に基づいたバリアフリー・権利擁護とは 堀 雄介・川崎知我・佐々木晴哉・樽本澄怜

1. はじめに

バリアフリー法の始まりは、DPI 日本会議が 1980 年代から毎年実施している交通アクセス行動だった。バリアフリー法の策定を求め続けた結果、2000 年に交通バリアフリー法が制定された。2006 年にはハートビル法と統合されてバリアフリー法となり、建物も含めた整備基準が策定された。しかし、その後、長年にわたり法改正は行われず、都市部の鉄道やバスのバリアフリー整備は勧められる一方、地方や建物の整備が進まないという状況が続いた。東京オリンピック・パラリンピックを契機としたバリアフリー整備の働きかけによって、2018 年と 2020 年にバリアフリー法の改正が行われた。法改正に伴い、各種基準の見直しが実施され、新幹線のバリアフリー対策、ホームの段差と隙間の解消、小規模店舗のバリアフリーガイドラインの策定など、新たなバリアフリー改革が行われた。

障害者を取り巻く社会環境は、決して障害者が暮らしやすい環境になっているとは言えない。社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的障壁や精神的障壁を取り除くためのバリアフリー施策が、2006年のバリアフリー法施行以降なされてきたが、当事者視点に基づいたバリアフリーができているとは言えないものが多々見られる。

例えば、多機能トイレでは障害者も使用できるように手すりや広さの工夫がなされているが、実際にバリアフリー調査をしてみると、トイレの流すボタンが手の届かない位置に設置されており、またボタンが小さいため押しにくいという多機能トイレがある。

バリアフリーを目指す法律がありながらも、当事者が望むバリアフリーを実現することができていない。健常者が当事者の視点を完全に理解することは困難である。したがって、バリアフリーには当事者による参加・参画が必要となる。

本稿では、全国各地でバリアフリー活動を行う大久保健一さん(以下、大久保さん)をお招きし、中学時代、高校時代、格安航空会社との交渉までに至る経験を聞き取り、インタビュー結果と同志社大学今出川キャンパスでのバリアフリーチェックに依拠して、当事者視点に基づいたバリアフリーを目指す権利擁護のあり方について考察した。

2. 調査方法

2022 年 7 月 11 日(月) に大久保さんと共に同志社大学今出川キャンパスの建物内のバリアフリーの状態を調べること(以下、バリアフリーチェック)が決定していたため、2022 年 6 月 6 日(月)に、同志社大学 SDA 室(スチューデント・ダイバーシティー・アクセシビリティ・支援室)のコーディネーターである日下部隆則さん(以下、日下部さん)に同志社大学キャンパス全体のバリアフリーの現状についてのインタビュー調査を行った。

2022 年 7 月 11 日 (月) に、14 時 30 分から 14 時 40 分まで、臨光館の新町食堂のバリアフリーチェックを行った。14 時 40 分から 16 時 40 分まで臨光館 306 において、3 回生を対

象にした鈴木良ゼミで佐々木晴哉を中心とした 13 人の学生と鈴木良准教授で大久保さんに インタビューを行った。16 時 40 分から 18 時 10 分まで、臨光館の各教室やトイレなど、学 生会館のバリアフリーチェックを行った。

大久保さんは、生まれつき脳性麻痺を持ち、重度身体障害者でありながら、障害を持つ当 事者として、飛行場のバリアフリーチェックなどの活動している。

3. 調査結果:大久保健一さんのライフヒストリー

3.1. 中学生時代:バリアフリー活動の始まり

群馬県生まれの大久保さんは中学生のとき養護学校に通っていた。地元には車いす用の 駐車スペースが存在しない駅が一定数あった。大久保さんは当時、親に車で送迎してもらっ ていたので、駐車場がないと駅に行けない。その困りごとを市の広報誌に投稿したところ、 すぐに市役所が駐車場を作ってくれた。これが大久保さんにとって、要望が実現できたとい う生まれて初めての経験となった。

言わないと相手は配慮しないという気付きを得て、社会的な課題は行政や企業への要望、 新聞などのメディアでの投書を通して、訴えるべきことだと捉えるようになった。

3. 2. 高校生時代: 曽根綾子さんとの対談

1993 年 2 月 15 日『東京新聞』において、渡邊美智雄が自らの車いす姿の写真について「ぶざまな格好だが、過大宣言はしないように」と発言したことが掲載されていたことに対して、後日、大久保さんは渡邊氏の発言に対する抗議の手紙を送った。

その後、渡邊氏からは謝罪の手紙が届いた。しかし、大久保さんの意見に対して曽野綾子が「日本語に見当外れな解釈をする高校生」と本筋からはずれたと思える非難をしていると 大久保さんには思われた。曽野の意見に対して、大久保さんは「ここは言っておかないと、 金輪際、発言が僕も封殺されてしまうと思って」抗議したという。

建物のバリアフリーについてアクションを起こす活動の中で唯一言論に対する抗議を公 に行った。当時はネットもほとんどなく当人とのやり取りで終わった。

大久保さんは、今の時代との違いを次のように語った。

大久保: 僕はやりとりするのはやめましたけども、今の時代を思うと当時はお互いに実名でやり合ってたからわかりやすいけど、最近だと、ネットとか SNS でも、匿名でさっきのピーチの行動を攻撃されたりするのでその当時より、ある意味余計に怖くなっていうのがあります。例えば、(中略) ネットでは障害者は飛行機乗るなとか、だったら自分で飛行機をチャーターしていけとかいろんなあることないこといっぱい書かれたので、反論のしようもないくらい書かれたので、当時のやり合っているときよりかは今の方が反論できないから自分の人生を守る上では恐い世の中だと思います。

大久保さんは、インターネットが普及した現代では、ネット上では誰でも匿名で意見を言えるようになったことで、「いろんなあることないこと」を「反論のしようもないくらい書かれた」ことから、「当時のやり合っているときよりかは今の方が反論できないから自分の人生を守る上では恐い世の中だ」と述べていた。

3. 3. 2013年:格安航空との交渉

大久保さんは 2013 年 3 月、1 ヶ月前から予約していたが突如、航空会社ピーチから搭乗 拒否の連絡を受けた。このとき当社の関係者から次のように言われたという。

大久保:電動車いすを載せるトランクが JAL とか ANA とか、ふつうは飛行機で下のおなか の部分に乗せるのですが、ここではコックピットの下の頭の部分に乗せる。標準型 の物でも入らないということで、ほとんどの電動の人は乗れない。

これは他の航空会社とピーチでは車体が違うためだった。しかし、大久保さんはピーチ側と交渉し、1か月後、予約した飛行機に乗ることができた。

このピーチ側との交渉後に、実際にバリアフリー環境に向けて改善の取り組みを行う際 に空港の担当者と一緒にバリアフリーチェックを行うと改善されることが多いということ に大久保さんは気づくことになった。

ここで大事にしていたことは大久保さん以外の視覚障害者や知的障害者などあらゆる障害者から見ても設備や建物が使いやすいように改善させるために、CIL(自立生活センター)といった障害当事者団体の関係者と一緒に活動することだ。バリアフリーチェックを始めたきっかけは大久保さん自身の幼少期の経験が関係していた。

大久保: きっかけは僕が中学生のとき、あの、群馬の生まれなので、群馬の養護学校で中学だったけど、地元の駅で、ある、ある駅は車いす用の駐車場があって、ある駅はないとこがあったので、当時、親に車で来てもらって色んなとこ行ってたから、駐車場がないと駅も行けなくなっちゃうんで、そのことをよくある市の広報誌に投稿して、のっけてもらって、市役所がすぐに駐車場を作ってくれたというのが、生まれて初めて要望が実現できたので、それからは言わないと向こう、相手も気が付かないので、気が付いた部分は要望とか、新聞で書くとか、そういう風に訴えていこうと。

このときから、航空業界という領域において関係者に要望を出し、実現させていった。 さらに、大久保さんは空港が完成した後に、空港に不備があれば、地元の障害者から関係 者に働きかけをしてもらうように伝えている。空港会社の関係者と地元の障害者とが共に バリアフリーチェックをしてくれると、互いに理解をして改善されることが多いからである。大久保さんは次のように語った。

大久保: 当事者にとっては使いにくいバリアフリーなことがあるので、当事者が建物ができた時にバリアフリーチェックをすることが一番大事だと思っています。

3. 4. 設計段階からの当事者参画の意義

ここまでは、建物が完成してからの検証の取り組みであるが、本来は、建物の設計段階から当事者が参加・参画することが重要であると大久保さんは考えている。以下は、この点についての学生と大久保さんとのインタビュー内容である。

川崎:建物ができてから、その、当事者の方がバリアフリーをチェックするみたいなことを言ってて、言ってはって、で、その前段階、建物ができる前段階の、設計の段階で当事者の方が入ることも大事なんかなーとか思ったんですけどどうですかね。

大久保: それが必要です。設計段階で、ワークショップとか開いていろんな障害者の意見を 反映させる動きも、例えば神戸市の港があるんだけど、そこなんかは、設計前の段 階から、近大の先生が、ちょっと障害者を呼んでワークショップを開いて、設計に 反映させたり。(中略)なかなかばっちり終わって、制度化されないので、だから 法律とか制度的に設計段階から参加する制度をつくればいいと思って。最近では 去年の東京オリンピックなんかは国立競技場とかはじめ、100人以上の障害者が参加して、設計段階からやったりしたので、その、計画で、発達障害者とか知的障害 の方が心を休める部屋のカウンセラールームとか新しい部屋をつくったりしましたよね。

大久保さんは、神戸市の港や東京オリンピックの国立競技場の設計において、障害当事者が設計段階から参画した事例について説明している。こうした取り組みを通して、発達障害者や知的障害者のカウンセラールームという社会資源が作られるなどの効果があると語った。大久保さん自身も東京オリンピックに3日間参加して、バリアフリー設備の素晴らしに感銘を受けたという。

大久保:ぼく個人もボランティアに3日間だけ参加しましたけど、まあ、バリアフリー設備 が素晴らしいとこがいっぱいあったんだけど、バリアフリーのトイレとか仮説の もので作ってて、一番使いやすいトイレがオリンピック終わったら壊されるので いうところもあったんで、もったいないなとは思いましたけども。

当事者目線で設計された建物もオリンピックの終了と共に閉鎖されてしまうことは、「も

ったない」と語った。彼は、改めて設計段階から当事者が参画することの意義について「その設計段階から関わるのは重要です。」と力強く語った。そもそも、国立競技場の当初の設計は専門家が中心になり行ったものであり、これが不十分な点が批判され、再度設計し直されたことがかえって良かったと大久保さんは語った。

佐々木: 設計段階とかワークショップとか、そういった専門家と一緒に考えていくことできっと、あの、その建築家が例えば次作るときにその場にいなくてもそこで得た知識っていうのが使われてきて、で一、その、オリンピックもある意味、その、一回の、バリアフリーが一回の奇跡でよかった(ということではなく)、今後続いて蓄積されていかなければいけないという意味で大久保さんは、その、法律にこういうのを組み込んでいくべきだっておっしゃったのかなって思いました。

大久保: 国立競技場は、裏話で、前は外人の人が設計しようとして、これがめちゃくちゃで、 ダメになったおかげで、専門家と建築家が設計し直した時にワークショップが始 まったので、一回ダメになって良かったところがありますね。

当事者視点に基づいたバリアフリー・権利擁護を実現するためには当事者の存在が必要 不可欠であり、特に「設計段階から関わるのは重要」だと大久保さんは述べた。

5. 同志社大学新町キャンパスでのバリアフリーチェック

2022年7月11日同志社大学新町キャンパス内の新町食堂、臨光館、トイレ、社会学部事務室、学生会館のバリアフリーチェックの調査を大久保さんと鈴木ゼミに所属する学生とで行った。以下では、バリアフリーチェックの調査結果の一部を紹介しよう。

5. 1. 新町食堂

まず、新町食堂(写真①参照)については、「消毒液の容器は置かれている状態だと、使いにくい」と指摘された。この点については、「固定されているものの方が使いやすい。センサーのあるものの方がより使いやすい」と大久保さんは述べた。

食堂の机(写真②参照)については、「机によっては電動車いすに乗っている状態では机 に足が当たってしまうものもある」。「電動車いすに乗っている状態では、食事をする場所も 限られてしまう」と指摘されていた。



写真①:消毒液の容器の位置



写真②: 食堂の位置

5. 2. 臨光館 R201

次に、臨光館にある R201 教室の状況を調べた。このとき、電動車いすで教室内に入ることは可能であるが、スペースにゆとりはないこと、入室するためには慎重にならなければいけない、ことが指摘された。



写真③: 臨光館 R201 の入り口

5. 3. 多目的トイレ

さらに、臨光館の設置されている多目的トイレの状態について調べた。この結果、各階によって多様な形のトイレが存在していないこと、椅子に座ったままトイレを利用することができないこと、流すボタンが少し離れていることが、課題として指摘された。この点については、バリアフリー基準が整備されている多目的トイレであっても、利用者目線で見ると使いづらいと感じる部分があることが分かった。



写真4:多目的トレイの様子

これらのバリアフリー調査の結果を踏まえて健常者としては些細な違いであると考えられてしまいがちなものもあるが、車いす使用者等の当事者目線になると不便であると感じる部分が多いことがわかった。これは当事者目線を取り入れなければわからない点が多いことを意味する。

同志社大学 SDA 室コーディネーターの日下部さんへのインタビューから同志社大学のバリアフリーの実態について聞き取ることができた。

日下部:車の駐車場ですね。例えば皆さん、目にしたことありますかね。電動車いすを使ってる学生が、今、3人いるんだけども、キャンパスで目にしたことありますか。誰か見たことあるなっていう人います?電動車いす。これはものすごく重たい。担ぎ上げることできない。そうすると、ご家族の車、福祉カーですよね、福祉車両。それによって車いすを車の中へ入れて、あるいは車から降ろす。そうしたスペースって、ある程度、必要になってくる。最初の継志寮の設計は、そうしたことを全然、考えてなかったんです。ですから、車いすが寮の中でバリアフリーで動けるかっていう以前の問題で、動線ね、車が入ってきたときから考えないといけない。そうした意味で、設計を随分、変えてもらった、そうしたこともあります。

同志社大学の SDA 室は、同志社大学がバリアフリー化が完全にできているとは考えておらず、バリアフリー化に向けて、設計段階から介入していくことの重要性に関しても考慮に入れていることがわかる。しかし、大久保さんと行ったバリアフリーチェックの結果から分かるように、同志社大学のバリアフリー環境は完全なものとは言えないことがわかる。

6. 考察

本稿では、全国各地でバリアフリー活動を行う大久保さんへのインタビュー結果と同志 社大学新町キャンパスのバリアフリーチェックに依拠して、当事者視点に基づいたバリア フリーを目指す権利擁護のあり方を考察した。明らかになったのは下記の2点である。

第一に、建物が設置された後に、企業・行政関係者と地元の障害当事者と共同でバリアフリーチェックを行うという戦略の有効性である。地元の人々を巻き込んだバリアフリー活動を行うことで、その建物を最も利用する可能性がある現地の人々が、運動の一員、なお且つ社会的責任を持つ者への監視者としての役割を獲得することができる。したがって、建物が設置された後に、特定の活動拠点をもたない大久保さんが企業・行政関係者と地元の障害当事者を巻き込んでバリアフリーチェックを行うということはバリアを持続的、長期的に取り除くうえで有効に働いている。

第二に、当事者が設計段階から参画するという戦略である。当事者視点に基づいたバリアフリーを目指した権利擁護を実現するためには当事者の存在が必要不可欠であり、特に設計段階から関わることは極めて重要である。

平成30年改正バリアフリー法において、高齢者、障害者等の当事者等が参画する会議(移動等円滑化評価会)を設置し、定期的にバリアフリー化の進展の状況を把握し、評価することが定められている。評価会議においては、全国の高齢者・障害者等当事者団体、公共交通事業者、施設設置管理者、学識経験者、行政機関、地方公共団体等が一同に会す評価会議を開催し、バリアフリー化の進展状況の把握・評価を行うとされているため、建物の設置段階において評価会議の実施は定められていない。

しかし、国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」による

と以下のように記されている。

「高齢者、 障害者等の当事者の意見を聴きながら、バリアフリー化に取り組むことが 望ましい。全ての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用 者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者、事業者等 と設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて利用者、高齢者、障害者等の意見を 十分に聴き、設計への参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限り全ての人に使い やすい建築物を実現するよう努める必要がある。」

ここから、国土交通省は当事者が参加することに意義があるという考えを持っていることがわかる。

移動等円滑化に関する好事例・先行事例として、関西国際空港リノベBF検討会が挙げられている(国土交通省 2022)。関西国際空港リノベBF検討会では、障害当事者が参加したことが好事例の要件としてあげられている。

以下はその具体的説明である。はじめに関西国際空港では第 1 旅客ターミナルビルのリノベーションをする際、障害当事者を参加させて検討会議を実施した。検討会では、関西エアポート(株)が実施設計を元にリノベーション工事のバリアフリー対応説明を行い、説明を受けた近畿分科会委員からの質問・要望をとりまとめ、検討会で意見出しを行った。

ここから出た意見等に対し、関西エアポート(株)から「実現可能」、「調整要」、「実現不可」に分類され、回答される。設計案に検討会の意見で実現可能なものを取り込み、工事した結果を近畿分科会が確認(検証)する。

令和3年3月に3回実施された現地見学会では、保安検査場、国際線・シャトル、エレベーター前、国際線・一般トイレ、国内線・ゲートエリアを障害当事者が視察している。また、トイレモックアップ検証会が実施され、扉の開閉ボタンが扉からの距離、高さが適切であるかどうか、洗面台の奥行き、高さが適切であるかどうかなどを障害当事者が検証している。

このように、大久保さん個人によるバリアフリー推進活動には戦略としての有効性がある。この考察を裏付ける根拠として日下部さんのインタビューから一部引用する。

日下部:継志寮って聞いたことある? ない? 2年前にできたのかな。バリアフリーと、 国際的な留学生を迎える、あるいは国内のそうした留学生と交流をした学生、そう した人たちが住む寮が新町のすぐ近くにあるんです。 これを造るときにヒアリン グされました。この部屋の造りで車いすが自由に動けるのかとか、車いすのユーザ ーがこの寮でバリアフリーで生活できるか。そのときにいろんな視点でコミュニ ケーションして、設計変更とか。

あるいは、車の駐車場ですね。例えば皆さん、目にしたことありますかね。電動 車いすを使ってる学生が、今、3人いるんだけども、キャンパスで目にしたことあ りますか。誰か見たことあるなっていう人います? 電動車いす。これはものすごく重たい。担ぎ上げることできない。そうすると、ご家族の車、福祉カーですよね、福祉車両。それによって車いすを車の中へ入れて、あるいは車から降ろす。そうしたスペースって、ある程度、必要になってくる。最初の継志寮の設計は、そうしたことを全然、考えてなかったんです。ですから、車いすが寮の中でバリアフリーで動けるかっていう以前の問題で、動線ね、車が入ってきたときから考えないといけない。そうした意味で、設計を随分、変えてもらった、そうしたこともあります。

あるいは、今出川の図書館、古いよね。どれぐらい古いかっていうと、私の学生時代と全然、変わってない、建物の造りとしては。さすがにそれはまずいということで、今、新しい図書館を造ることになっています。そこに関しても、やはりバリアフリーの環境、そうしたものを導入しないといけませんから、われわれのほうにヒアリングが入ったりしています。そんな感じで、大学の中のバリアフリーの環境ってなったら、じゃあ、SDAに聞こうっていうふうに、大学の中では認知されてるっていうような状況です。

大学での建造物の設計の際には設計者側から障害者のアドボケイト機関である SDA 室に対してヒアリングが行われていた。行政だけでなく、同志社大学でも「設計段階から」当事者の声を取り入れることを実施していることからも、大久保さんの発言から見られた戦略が実際に採用されていると言える。

7. おわりに:結論

以上、本研究では大久保さんと日下部さんへのインタビュー結果と同志社大学今出川キャンパスでのバリアフリーチェックに依拠して、当事者に基いたバリアフリーと権利擁護の実現には何が必要かということを検討してきた。その結果、当事者視点に基づいたバリアフリーと権利擁護の実現には「当事者の声を設計段階から組み込んでいくこと」が必要であるという結論に至った。

国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」には「建築主・施設管理者、事業者等と設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて利用者、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、設計への参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限り全ての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。」と記載されているが、現状はかけ離れている。

大久保さんのインタビュー結果によると、設計段階から当事者の意見を取り入れて施工されているものがほとんどないという現状を知ることができる。さらに、施工後は当事者との評価会議を踏まえて、議論が交わされることがありながら、結果的に変更されないという状況である。評価会議が行われない施設や建築物も多数存在する。施工後に当事者から評価しても、リフォームを行うために資金が必要となってくる。事業者からすれば、施工後にリ

フォームをすることは余力も減るために非合理的だとして避けることが予想される。

つまり、設計段階から着実に進めるためにも当事者の意見を聞き、設計していくことが求められてくる。また、実際にその施設を利用する地元の当事者に意見を求めることこそが必要である。持続的な運営を目指していくために、実際に利用する地元の個々の当事者や当事者団体の意見を建築関係者、経営者に立ち合いのもと、聞く必要があるからだ。

バリアフリーと権利擁護の実現には「当事者の声を設計段階から組み込んでいくこと」が 必須であるとともに、健常者と障害者の両者の協働が互いにとって、暮らしやすい社会を生 み出していくのだ。

引用文献)

国土交通省 (2022) 「移動等円滑化に関する好事例・先進事例の共有」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001426037.pdf (2023年1月24日検索)

第2章 視覚障害者が社会の一員として認識されるためには 柴田大地・鈴木瞳・半田未悠

1. 研究の背景と目的

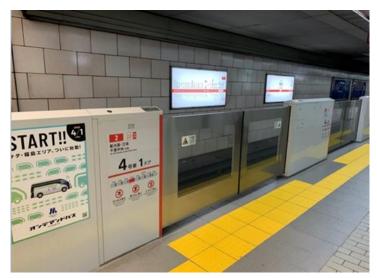
日本における視覚障害者の人数は 30 万人を超え、そのうち 65 歳を超える人の割合は 69.3%となっている。高齢化が進む日本にとって今後視覚障害者が増えてくことが予想されるため、彼らを取り巻く社会の整備は急務であると言える。(総務省ホームページ)

視覚障害者を取り巻く社会一般の対応は、過去を比較すると改善しているが、いまだに課題は多い。例えば、視覚障害者が駅のホームから転落する事故は後を立たず、誰もが安心・安全に利用できる公共交通機関であるために駅のバリアフリー化を各社は模索している。しかし、2021年3月末、ホームドアが設置されているのは全国の9,411駅のうち943駅と設置率は未だに一割にとどまっている(NHKホームページ)。

視覚障害者がホームに転落して死亡する事故は毎年起こっており、現場の駅にはホームドアが設置されてないことが多い。なぜ、全体の90%以上の駅に設置されている点字ブロックでは事故を防ぐことができないのか。理由として、点字ブロックがあることで自分のいる場所を勘違いしてしまい、階段があると思って進んだ先で転落したり、電車を待っていて、違うホームに電車が到着した時、自分が乗ろうとしている電車が来たと思って、転落するケースもあったりする。これらの理由によって、視覚障害者がホームに転落する事故を防ぐためにホームドアの設置を急ぐ必要がある。

他に、点字図書が一般的な図書に比べて遅れていることも問題としてある。大学の図書館にある図書の数と比べると点字の図書の数は少なく、情報量の差がある。国立国会図書館を例にとると、所蔵数の総計は約4,600万点なのに対し、視覚障害者の方が使いやすい本や音声カセットの所蔵数は、約52万点とかなりの差があることがわかる。(国立国会図書館)

本稿では、これらの視覚障害者の直面する社会的不利益を解消するために活動してきた 視覚障害者の当事者をお招きし、生い立ちから活動内容、今後の課題についてのインタビュ ー結果に依拠して、視覚障害者が社会の一員と認識されるために必要なこととは何かを明 らかにした。



写真①:大阪市営地下鉄御堂筋線梅田駅のホームドア

2. 調査方法

2022 年 7 月 18 日 15 時から 17 時 15 分に同志社大学新町キャンパス臨光館 306 で行われた 3 回生を対象にした鈴木良ゼミにて 3 回生の柴田大地を中心に 13 名の学生と鈴木良准教授とで野々村好三さん(以下、野々村さん)にインタビューを実施した。インタビュー後には、バス停まで学生 2 名が野々村さんをお見送りした。

調査対象者は野々村さんである。野々村さんは、資格障害者の権利擁護事業をされており、 現在は京都ライトハウスに所属している。

インタビュー内容は下記の通りである。

- ・生い立ち(目の病気、親の考えなど)
- ・小、中、高校の盲学校時代(盲学校での体験、各年代の困りごと、卒業後の進路)
- ・大学生活(盲学校との違いについて、大学での経験など)
- ・5 つの情報バリアの解決方法(電子化されてない本はどうやって読むか、服を購入する際の基準など)
- ・ブルックの会(活動経緯と内容)
- ·全国視覚障害児童·生徒用教科書点訳連絡会
- ・障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会
- ・現在活動している事業
- ・権利擁護について



写真②: インタビューの様子



写真③:インタビュー時のクラスの様子

3. 生い立ち

3. 1. 幼少期

1974 年、野々村さんは京都府美山町に生まれる。彼は生まれつき目が白く、小眼球と白内障の目の病気であった。マジックで書いた字がわかる程度の視力であったが14歳で全盲になった。彼自身は幼少期に目が見えないことを意識することはなかった。しかし、保育園では以下のようなエピソードがある。

「5、6 歳の頃に保育園に通っていましたけれども、その保育園で追いかけっこをしたと

きに、目の前を走って逃げてってる子は、鉄棒の下をうまくすり抜けて走ってきたのですが、 自分自身は鉄棒にぶつかったので、ああ、そうか、自分は人とは見え方が違うんだなという 気付きがありました。」

このように保育園での追いかけっこで目の前を走って逃げている子は鉄棒の下をうまくすり抜けたのに対して自分自身は鉄棒にぶつかった時に「ああ、そうか、自分は人とは見え方が違うんだな」と気がついた。

彼の祖母は、目が見えるようになってほしいとお寺にお参りに行ったり、自分自身はお茶を飲まずさゆで過ごす願掛けを続けていたりした。母親は目が見えるようになってほしいと思っていたが、6歳の時に医師の診断を受けることでそのような思いをもつことはなくなった。

3. 2. 小学・中学・高校

小学・中学・高校では、盲学校に通っており、スクールバスを利用し、一時間かけて通っていた。小学校の高学年になると、白杖をついて登下校をする練習をし、自分自身で登下校をすることができるようになったが、休日は1人で出かけることは難しかった。その上、小学校では家の周りに友人がおらず、休日は親としか出掛けられなかったことが当時の一番の困り事だった。

中学校では、初めて友人と遊ぶことができるようになり、友人と学校の帰り道に寄り道をするようになった。

「中学生になって、友達と帰りに寄り道とかを初めてするようになりました。寄り道する という経験は中学生になって初めてできるようになった。裏を返せば小学生時代っていう のは、そういうこともできる環境ではなかったっていうのが一番の困り事です。」

このように小学校時代は、寄り道すらできなかったと野々村さんは振り返った。

高校では、点字で大学受験ができる大学を探すこと、視覚障害者対象の問題集を見つけること、また、それを点字にしてもらえるグループを見つけ、お願いすることに苦労をした。高校で行った視覚障害者スポーツの一つである盲人野球(グランドソフトボール)は、通っていた盲学校でしか体験できないことであった。盲学校では守られている環境であったため他に不便はなかった。

3. 3. 大学

大学では盲学校とは異なり教科書と配布物に統一した配慮がなかった。

「学校のときは教科書が当たり前に保証を、保証というのは当たり前に用意された、渡されていたわけですけれども、まずその大学に入ろうと、入学が決まったときに、教務の先生から、特別なことはしないですというふうに言われたわけです。つまり特別なことというのは、点字の教科書、用意しないですよというふうに言われたのが、一つ、入学の際の大きな障壁でした。」

大学からは「特別なことはしない」と言われ、これが入学する上での大きな障壁であった。 可能な範囲で配慮をする教授もいたがそうではない教授もいた。これまでの盲学校では学 校からの配慮があり、自分から動くことはなかったが、大学では配慮のない対応の中で自ら が積極的に働きかけなければ物事は動かないことを実感した。

「一つは教科書を受け取って、自分自身が点訳グループにお願いするという方法もあれば、大学で教科書をスキャンして、自動で点字にするというソフトがあるんです(中略)あるいは、授業ごとに先生に頼んでテキストを事前にもらって、自分自身でテキストを、どうしてましたかね。テキストで読んどいて、大体、頭に入れてとかしてたのだったか、自動点訳をしてたのか、(中略)1、2年生は必修科目が多かったので、それを学校自体でやってくれたりしてたんですけれども、3回生以降、選択科目が増えて、直接その先生にお願いして、事前にテキスト下さいとかいうようにしてたと思います。とか、先生によっては黒板の様子を、聞いて授業をしますけれども、やっぱり図とか多く使う先生とかは分かりにくかったりがあるので、こんなふうにしてくださいとか言ったりがありましたね。」

野々村さんは自分から教授に対して配慮願いをし、事前にテキストをもらい頭に入れておくなど自分で対応していたこともあった。学習面での遅れはなかったが、読める本の量など情報量の違いが他の学生と比べてあった。また、盲学校と比べてよかったことは、様々な人に出会え、様々な経験ができたことだったと彼は語った。

野々村さんは、大学生活を通して視覚障害者に配慮のない現実社会に直面した。その社会 を変えていくために下記のような様々な活動を行うことになった。

4. 活動内容

4. 1. ブルックの会

まず、ブルックの会は、1995年に彼の友人である佐木理人さんの鉄道事故を契機に発足した。当会は、佐木さんが大阪市営地下鉄で電車と接触し、十数メートル引きずられて、三十数針を縫う重症を負ったことをきっかけに訴訟を起こし、鉄道会社に安全対策を求めていくことになった。

当時の大阪市営地下鉄のホームは安全ではなく、野々村さんや佐木さんの友人達と相談する中で裁判を起こし、ホームの安全対策を求めていくべきだろうと発足した。

この事故の要因には3つポイントがある。すなわち、1)大阪市営地下鉄側のホームにおける安全対策問題、2)視覚障害者が線路に向かって歩いているにも関わらず見ていた人が誰も声をかけなかった社会の問題、3)視覚障害者自身の安全確保の問題である。

ブルックの会は、運営自体は7~8人が関わり、会員は約300人の団体である。正式名称は、視覚障害者の歩行の自由と安全を考えるブルックの会である。団体で訴訟を起こすことは、意見がまとまりにくいものの、団体で発信することにより、発言に重みが出る。しかし、裁判が長期化したことにより、同じ方向を向いて活動をしていた仲間の意識が変わり、離れていく人もいるなど、難しい面も多かった。

裁判は長期化したものの、2003年に和解をした。彼は次のように語った。

「和解の中には、その鉄道事業者はちゃんと安全を確保するようにというような内容が含まれていたので、それは勝訴よりも、より意味合いがあることだというふうに捉えて、妥協ではなく納得の和解でした。」

その後、ホームの安全対策として事故現場に可動式ホーム柵がつき、他の駅にもついていった。彼は、裁判を通し、企業が取り入れたものは目に見えるため、外から見える社会(環境)は変わったと実感を持つことができるが、外から見えない社会(人の意識)が変わることは難しいと感じた。

4. 2. 地域の学校で学ぶ視覚障害児・者の点字教科書等の保障を求める会

次に、地域の学校で学ぶ視覚障害児・者の点字教科書等の保障を求める会は1986年に発足し、地域の学校に通う子どもたちの点字教科書を保障するように働きかけている。発足して以降、地域の学校に通う子どもたちの環境を整えるべく、情報交換をしたり、学習会を開いたり、教育委員会に働きかけをしたり、依頼を受けて点字教科書を制作したりしている。

点字教科書の安定的な供給を図り、弱視の子どもたちには拡大教科書を保証する働きかけも行った。2003年の国会で取り上げられ、翌年から拡大文字の教科書を国の財源で支給すると文部大臣が答弁をした。点字教科書も国の財源で支給されるべきだと考え、文部科学大臣に宛てて要望書を出し、2004年度後期から点字教科書も保障されるようになった。

視覚障害者の情報量は少なく、文字情報は読み上げてもらうことが基本になる。電子化されても健常者と同じように使えるわけでもなく、一行しか表示されずかえって不便になるので、紙媒体のほうがメリットは大きい。

地域の学校で学ぶ視覚障害児・者の点字教科書等の保障を求める会は、2005 年 1 月に求める会、点字図書館・展示出版所・点訳ボランティアグループと共に「全国視覚障害児童・生徒用教科書点訳連絡会」を設立し、翌年 NPO 法人を取得した。

4. 3. 障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会

さらに、障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会である。当会は、京都 府において障害者権利条約を機能させ、障害者差別をなくすための条例をつくることを中 心に置き、障害者が生きづらさを感じない社会にしていくことを目指して活動している。

しかし、障害者全体のこととなると、障害の種類が異なることによる障害者同士の差別が起こりうるので、議論をする際は障害関係者以外の分野の人が関わることで、解決につながると考える。条例は作るだけではなく、機能しなければならないので完全実施に至るには生活の中での課題を洗い出していくことが重要になる。

5. 社会一般の人々との関わり

このように、野々村さんは、様々な活動に関与し、その意義を実感しているが、社会一般の人々の認識を変えることは容易ではないと考えている。しかし、少しでも社会一般の人々の認識を変えるための働きかけとして、当事者が社会一般の人々と関わっていくことが大切であると野々村さんは考えている。

例えば、自動販売機でジュースを買うときに障害のない多くの人は自分にはジュースを 買う権利があると思って買っている人はほとんどいない。一方、視覚障害者の場合には、自 動販売機の存在は知っていて、お金を入れて飲みたいものを買うために、確認してもらおう と人が通りかかるのを待たなければならない。足音を聞いて「すみません」と声をかけても 通り過ぎていくことが何度もあった。やっと止まってもらい、「ジュースを買いたいんです が、ボタンを見てもらえますか」と言って買うことができた。これで、視覚障害者も自動販 売機でジュースを買っていいのだと思うことができる。自分自身の行動を正当化し、視覚障 害者もジュースを買う権利があると思えることは重要なことである。

そのほかに、音の鳴らない横断歩道で渡りたくても、怖くて渡ることができないということがある。大雨で車の音が聞こえにくい時はなお1人で渡ることが怖い。音が鳴ればこのようなことは解決する。しかし、視覚障害者が街の中で困りごとを抱えながら生活しているということを普通に想像される社会になると、このような困りごとは少しずつ解決していくのではないかと彼は語る。

視覚障害者の権利を守るために、過ごしやすい環境を作っていくためには、権利擁護を団体で求めていくだけではなく、一般の人が個々で視覚障害者の人と実際に関わりを持つことが必要である。視覚障害者が自分たちが暮らしている街の中に普通に暮らしており、困りごとを抱えながら生活しているということを想像してもらうことが大切である。

6. おわりに

以上、本研究では、野々村さんへのインタビュー調査結果に依拠して、視覚障害者が社会の一員と認識されるために必要なこととは何かを検討してきた。野々村さんは、次のように述べている。

「視覚障害者自身の、何がどうなっていったらいいのかということを、明確にしていく必要があると思うんですよね」

「世の中で、視覚障害者が普通に生活してて、こういうことに困ってるんだろうなってい うことが普通に想像される社会になると多分こういうことっていうのはもっと、変わって くる面があると思うんですね」

「一番は、やはり、何においても視覚障害者も利用されるんだということが認識されることだと思うんですね。」

彼は、自身の経験や、ブルックの会、求める会の活動を通して、何においても視覚障害者も利用すると認識されていないということを感じた。視覚障害者が社会の一員に認識されるには、社会の側が価値観を押し付けることなく、何においても視覚障害者も利用されると認識され、生活の中で困っていることを想像される社会になる必要がある。また、当事者自身が地域の学校に通い、一緒に何かをすることで周りの意識が変わった経験から、視覚障害者自身が社会に出ていくと世の中の意識が変わることがわかった。また、色々な人が活動や働きかけをして社会が変わってきているので、視覚障害者自身も社会がどうなっていったらいいかを明確にする必要がある。

このような野々村さんの考えを踏まえて、私たちは「社会の側」と「当事者の側」の双方の視点から考察をする。視覚障害者が社会の一員に認識されるには、「社会の側」は社会の全てにおいて視覚障害者も利用すると認識され、生活の中で困っていることが想像される社会になる必要がある。「当事者の側」の視覚障害者自身は、今後、社会がどうなっていったらいいのかを明確にする必要があり、当事者が社会に出ていき、視覚障害者以外の人と実際に触れ合うことで、社会の意識が変わるきっかけになることもある。

今回は野々村さんにインタビューを受けていただいたが、視覚障害者の今まで生活を送ってきた中で、困ってきたことも人により違い、また、先天的に視覚障害として生きてきた人と、後天的に視覚障害になった人とでは物事の価値観や困りごとなども違ってくると考えられる。今後の課題として、先天的に視覚障害のある人、また、後天的に視覚障害になった人など、様々な境遇のもと生活しておられる視覚障害の方々のお話を聞き、視覚障害者の権利擁護とは何か考えていく必要がある。

引用文献

NHK ホームページ、「相次ぐ駅ホーム転落事故 視覚障害者を守れ」、

(https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/437710.html 2022/11/3)

国立国会図書館「統計 | 国立国会図書館—National Diet Library」

(https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/outline/numerically.html)

国立国会図書館「点字図書・録音図書全国総合目録と国立国会図書館サーチ」

(https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/geppo201501/article03.html) 総務省「視覚障害者の現状と音声案内のニーズ」

 $(\underline{\text{https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/resarch/houkoku/1.1.pdf}}\)$

第3章 NPO法人こどもの里における子ども観~子どもの権利条約から考える 安達理久也・小川茜・小川萌・芝本七海・田口穂実・本吉裕輝

1. はじめに

子どもの権利条約は 1989 年の第 44 回国連総会において採択され、日本は 1994 年に批准した。子どもの権利条約には「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の 4 つの原則がある。私たちは大阪市西成区にあるこどもの里(以下、こどもの里)の学習を進める中で、「こどもの里における子どもの権利とは一体何なのか」という問題意識をもち、この点について考えてきた。

そこで、私たちは子どもの権利について理解を深めるべく、2022 年 7 月 17 日に、大阪 市西成区にある通称「釜ヶ崎」と呼ばれる地域でフィールドワークを実施し、こどもの里 の理事長である荘保共子さん(以下、荘保さん)にインタビューを行った。

フィールドワークやインタビューを通して見えてきた子どもの権利をどのように保障 すべきかということついて、荘保さんのエピソードや当法人の基本理念と活動内容を紹介 しながら論述したい。

2. 調査方法と調査対象地域

第2節では、調査方法と調査対象地域である釜ヶ崎について述べよう。

2. 1. 調査方法

2022 年 7 月 17 日 10 時~12 時まで私たちは、こどもの里の職員である水野阿修羅さんの案内で釜ヶ崎のフィールドワークを行った。参加者は、2022 年度同志社大学の 3 回生対象の鈴木良ゼミに所属している本吉を中心とした 10 名の 3 回生、3 名の 2 回生、1 名の大学院生の他、鈴木良准教授である。

同日 13 時から大阪市西成区にある太子中央ビルにおいて、壮保さんへのインタビュー を実施した。インタビュー内容は以下の通りである。

第一に、釜ヶ崎・こどもの里については、1)なぜ、釜ヶ崎で支援活動を始めようと思われたのか、2)、荘保さんから見た釜ヶ崎、西成の印象、3)子どもたちや釜ヶ崎に訪れる人は具体的にどのような課題を抱えているか、4)信念や理念、子どもの権利についてはどのように考えているのか、5)支援をしていて、上手くいかなかったこととその対応、6)こどもの里で育った人たちが戻ってきた時の支援、7)孤立についての考え、8)施設を運営するにあたっての資金、9)「こども夜まわり」、についてである。

第二に、生活の場・相談の場(ファミリーホーム・ステップハウス)については、1)支援をする中で、女性特有の課題、2)2022年秋冬頃に開設される、ステップハウスの概要、3)何をもって自立というのか、4)行政や児童相談所との連携や関係、についてである。

その後、15 時から 16 時までこどもの里を訪問して、荘保さんに活動内容を紹介してもらった。



写真(1): 同志社学生による荘保さんへのインタビューの様子

2. 2. 釜ヶ崎

こどもの里のある釜ヶ崎地域は、日雇い労働者の街として知られる。釜ヶ崎は路上生活者を生活保護によって定住へと誘導したこともあり、生活保護の受給率は高く、大体 40%ほどだと言われている。同時に、人口約 10 万 5000 人のうち、65 歳以上の人口が 4 万人で、高齢者の比率が高い。対して 15 歳未満の子どもの数は全体の 7%ほどと少なく、住んでる子どもたちは困難な家庭に育つケースが多い。

また、釜ヶ崎は「日雇い労働者の街」とあるように、全国各地から日雇い労働者が流入してきた、という大きな特徴がある。釜ヶ崎に住む労働者の多くは故郷を失っている、またはもう故郷に戻れない事情がある人も多い。そのため、人口的に作られた街であると同時に、釜ヶ崎自体が擬似的な故郷となる。血縁のサポートと伝統によるしがらみが存在しない代わりに、自発的に動く民間の支援者組織が手厚く、それに引っ張られる形で行政も熱心である。

しかし、荘保さんは現在の釜ヶ崎は、コロナ禍の中で集団感染が起こらなかったほどに 人々の関係が希薄化しているのだと述べる。

「日本中の人が、こういう一番貧困な街でコロナが来たら、まず最初にここで蔓延する だろうって思ったと思うんですけど、この場所、未だに蔓延ありません。起こりません。」

「みんな、自分、孤立して生きてると。孤独に生きてる。それぐらい高齢者が孤独な街っていうふうにして、思ってもらったらいいと思います。」

このお話から、釜ヶ崎は現在福祉の街として考察することができる。



写真②: 西成で親しまれている大衆劇場



写真③: あいりんシェルターとは無料の宿泊所である。基本的には誰でも泊まることができ、身分証明書も必要がない。



写真④:かつては落書きで溢れていた街だったが、それらをウォールアートにすることで、 新たな観光資源を作り出そうとする動きがある。



写真⑤: 60 年代に増えた個室タイプの安宿。薬物依存症の人などが飛び降りないようにするために各部屋の窓に柵が付けられている。

3. NPO 法人こどもの里の基本理念

第3節では、こどもの里の主な活動内容と基本理念についてみていこう。

3. 1. 活動の経緯

荘保さんは、1947年、兵庫県宝塚市に生まれ育つ。1977年、学童保育として「子どもの広場」を始める。1980年、西成警察南横に移設し、現在のこどもの里となった。以来、40年以上、子どもたちのニーズに合わせて、支援活動を行っている。

荘保さんが初めて釜ヶ崎と出会ったのは、大学卒業後の1970年のことだ。クリスチャンであった荘保さんは、自身の実家に戻り、カトリック教会の青年会のボランティア活動に参加するため釜ヶ崎を訪れた。その時、目にした光景を次のように振り返る。

「出会った子どもたちは、すごい元気でした。しかも、まだスラムの状況でしたから、たくさんの子どもたちがいて、言葉遣いは荒かったです。そんな中でも、遊んでいる子どもたちの目が輝いているんです。なんで、こんなしんどい生活をしているのに、輝いているんだと思って。そのことが、ずっとカルチャーショックだったんです。気が付いたら、50年、ここに住んでます。」

この出会いは、荘保さんにとって忘れられない出来事であった。しかし、釜ヶ崎に移り住むことに対して、家族からの反対を受けた。1977年に釜ヶ崎の子どもたちに健全で自由な遊び場を提供したいとの思いから、子どもたちの遊び場(ミニ児童館)である「子どもの広場」として「聖フランシスコ会『ふるさとの家』」の2階の一室で始めることになった。 荘保さんは当時の想いを次のように語った。 「出会った子どもたちから、いろんなことを教えてもらいました。それは、私の生活してきたものと、全然、想像していない生活ばかりだったので、驚きと、そして、新しく教えてもらうこと、その中で、私は子どもたちから、子どもには権利があること、子どもってすごい力があるってことを教えてもらったんです。」

荘保さんは「子どもの権利」や「子どもの力」という言葉を重視している。



写真⑥:こどもの里

3. 2. 理念と活動

こどもの里の理念について、荘保さんは次のように語っていた。第一に、「安心できる場」である。つまり、子どもたちが自由に遊べて、安心できて、愛されてるなと実感が持てる場所ができることで、子どもたちは自分の思いを外に出してくれるようになる。第二に、「多様性のある場」である。これについては、「いろんな子どもたちが一緒にいるということは、それだけ、関係性が豊かになります。」と荘保さんは語る。第三に、「自律性を養う場」である。自分でするという経験が必要。親の代わりにいろいろな体験をする機会を与えていくことをこどもの里では大切にしている。第四に、「学習の場」である。気持ちの表現や、命の大切さを学んでもらうために、「みんな、生まれてきてよかったね、生まれてきてくれてありがとう、そのことを伝えています。」と荘保さんは語る。また、子どもたちと共にフィールドワークに行き、子ども自身が子供の権利を学ぶ機会も設けている。

子どもの里の活動内容は以下の通りである。まず、緊急一時保護である。こどもの里では、保護者の仕事の都合や入院、家庭内のトラブルなど、様々な状況に置かれた子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所を提供するために、時間外での利用や緊急での宿泊・相談などを受け入れている。次に、里親である。2000年の12月に里親の認定を受け、翌2001年に大阪市家庭養護寮として指定された。

さらに、ファミリーホームを行なっている。行政より受け入れた児童、保護者から直接依頼を受けた幼児の生活の場を提供している。例えば、ひとり親家庭の親の入院時などに一時保護所に入ることなくこどもの里で暮らしながら同じ学校に通い続け、関係の取り方が難しい親子の間にこどもの里の職員が入ることで、お互いの気持ちを伝えあい関係の取り方を一緒に考えながら地域で生活を続けることができると考えている。そして、自立援助ホームである。主に高校生が入居しており、自立の計画を立てその計画が達成できるまで暮らすことができる。ステップハウスの取り組みも開始しており、制度のはざまにあり、公的支援の枠に当てはまらない女性たちを受け入れている。

最後に、子どもによる夜回り活動である。路上生活者が人として尊重される社会の実現のため、そして労働者の生命を守る活動の一つとして、医療、生活相談を行う。子どもたちは路上生活者のためにおにぎりや毛布を準備し、学習会も行っている。

このような取り組みを通して、荘保さんは虐待に対してこどもの里は三つの役割を果たしていると考えている。一つは、一次予防であり、子どもたちの虐待が考えられるような小さな変化を発見することにあたる。二つ目は、二次予防であり、子どもたちに相談してもらうことにあたる。子どもたちの声を聴き、相談に乗る場としてこどもの里は機能する。そして、三次予防である。子どもたちを一時保護することであり、彼らの心が傷ついてしまう恐れがあった際に行動に移す。

虐待を常日頃予防する取り組みから、最終的に子どもたちを保護する体制まで、色々な 角度から見た虐待の対策を子どもの里では取られていることが分かる。

4. こども夜回り

第4節では、「こどもの夜回り」の活動をみていこう。

4. 1. 活動の経緯

こども夜回りが開始された理由となっているのは、二つの出来事が影響していると荘保さんは語っていた。一つ目は、1982年に横浜の寿町で起きた事件である。寿町とは、釜ヶ崎と同じように日雇い労働者がたくさんいる横浜の地域である。そこで、須藤泰造さんを含む3人の男性が殺害され、犯行に及んだのはその地域に住む中学生や高校生であった。この事件に大きなショックを受けた壮保さんは、悲惨な事件を防ぐために動き出すことを考えるようになったと語った。

二つ目の理由は、野宿生活者に対するアンケートの存在である。このアンケートから、 世間の野宿生活者に対する理解が正しく行われておらず、偏見や誤解に満ちたイメージが 定着していることが分かった。

以上の二つの理由から、須藤泰造さんを含む3名の野宿生活者が殺害された事件は、彼らに対する偏見や無知がもたらした事態であると分かった。この経験から、偏見や差別をなくすための夜回り活動という取り組みが始まった。

4. 2. 活動の概要

こどもの里では、冬期の毎週土曜日に「こども夜回り」の活動をしている。子どもたちが、野宿生活者を訪問する活動である。夜回り活動の軸となるものは、野宿生活者への理解を深めることだ。具体的には野宿生活をしている人たちがどういった仕事をしているのか、日雇いの仕事とはどういったものであるのかについて子どもたちが学ぶ機会になっている。

そして、夜回り活動について壮保さんは次のように語る。

「それから出会った子どもたちから、私はいろんなことを教えてもらいました。新しく教えてもらうことの中で私は子どもには権利があること、子どもってすごい力があるっていうことを教えてもらった」

このことから、学ぶ機会を与えられているのは子どもたちだけではないことが分かる。 つまり、この活動を行なっている壮保さん自身も子どもたちとの関わりから多くを学んで いるのだ。そうした学びのなかでも、壮保さんが重要視している学びは子どもたちの権利 についてである。子どもたちは、決して守られるだけの弱い存在ではなく、子どもたち自 身が発言する力を持つという子どもの権利を知ることとなったと語っている。

4. 2. 夜回りでみえた子どもの力

インタビューをする中で、荘保さんは繰り返し「子どもの力」という言葉を使っていた。 こども夜回りを始めたきっかけとして、荘保さんはこの「子どもの力」も夜回り活動を始め るきっかけに大きく関わっていると考えている。

ここでは、荘保さんが語った印象に残っている子どもの力に関するエピソードを二つ紹介する。

一つ目は、小学二年生の女の子である。荘保さんは警察署の前で高齢の女性が倒れているのを発見した。当時は男性の野宿者の割合が多かったため、荘保さんは珍しいとは思ったもののそのままこどもの里に入った。しかし、その後、ひとりの女の子が倒れていた女性に声を掛け、近くの警察に「何とかしたって」と言ったが、「そんなんほっとけよ」と返された。すると、女の子は「このおばちゃん、死んだら、あんたらのせいやで」と怒ったのである。この言葉を聞き、荘保さんは「あんたらは私だった」と知らぬ顔をしてしまったことを後悔したと壮保さんは語っている。

二つのエピソードを紹介した後、荘保さんは「私は子どもたちから、子どもたちとおじさんとの関係の中から、私たち大人がいろんなことを学ばせてもらっています。」と締めくくった。

5. 学童保育・ファミリーホーム・自立援助ホーム・ステップハウスについて

第5節では、学童保育・ファミリーホーム・自立援助ホーム・ステップハウスの活動を みていこう。

5. 1. 活動の経緯

荘保さんは学童保育を始めるにあたって地域の子どもたちと関わる中で、子どもと過ごす時間を重視すると仕事ができずお金が無くなる一方で、仕事をしようと思うと子どもの面倒は見れず、子どもは児童相談所に預けられてしまうといったジレンマを持つ親子と出会った。児童相談所に行くと、その子どもは生まれ育った自分の生きている地域から離れ、そこから違う施設か里親のもとへ行くこととなる。そうなると、子どもは「捨てられた」、「見捨てられた」と感じてしまう。

荘保さんは地域の中で生活できる場所があれば、子どもたちが毎日休まずに学校に通うことができる、そしてそれが子どもにとって最も良いことであるという考えから、緊急一時保護、2013年には養護施設と里親の中間という形でファミリーホームを始めた。しかし、ファミリーホームでは 15 歳を過ぎて高校へ行かない子どもは「追い出されてしまう」ため、15 歳以上の施設を出た子どもたちの居場所として、2016年に男子の自立援助ホームを始めた。このように男子の自立援助ホームを設立した一方で、こどもの里では以前から 10代後半から 20代の女子の居場所が足りていないことを実感していた。そこで、ファミリーホームにも養護施設にも入れない主に 18 歳以上の女子、つまり行政では預かることのできない人たちを対象としたステップハウスを設立した。

また、女子のステップハウスで暮らす人たちのほとんどは精神疾患を抱えており、本人は働きたいけれどそのような人たちが働く場所がないのだという。 荘保さんは次のように語る。

「私は基本的に精神疾患を抱えてしまって、手帳がないけれども病院に通っている人たちは、すべて生活保護にしています。」

ステップハウスで暮らす子どもの権利を守るかたちで生活してもらうことがステップ ハウスの大きな意味である。









写真⑦: ステップハウスの写真

5. 2. 自立について

こうした活動を通して荘保さんの考える自立とは、主体的に意志を表明し活動できるという意味である。荘保さんは次のように語る。

「個人の夢と希望が実現するように、自分が実現できるように主体者として生きていけ。 実現した形で生きていけることが自立だっていうふうにして捉えています。(中略)。だっ て、意見を表明するっていうことは、選ぶという事なんだよ。選んでいけるっていうこと は、何もなかったら選べないね。」

荘保さんの自立観が表れているものの1つに、日々接している子どもに対しての観点がある。荘保さんは自身の子ども観について、子どもには権利があると述べたうえで、子どもは最初から力を持った人間であり、大人と同じ対等なパートナーである。今の日本社会は、子どもは何もできないわからないから教えてあげなければならない、と子どもを対等な立場とみなさず時に過剰に環境を整えていると語った。

また、性教育に対する考えに関してもこの自立観が反映されている。権利を行使するた

めにはまず知識がなければならない。自分の意見を言えるようになるためには、まず自分に権利があることを理解していなければならない。これらを知る環境がなかったがために、性被害にあったり、自分が被害者と認識できず・声をあげられず逃げられなかったりする子どもがいる。性被害を防ぐには、学校等で早期から性教育を行うとともに、子ども自身が主体的に自分の体や性について理解し表現できる自立性が必要であると考えている。

一方、日本社会の持つ自立観はどうだろうか。日本社会では、多くの人が自立とは自分で稼いで自分で生活する事だと解釈している。

「だから生きづらいんですね。生活保護っていうのはそれから言うと、人の金になるわけだから恥ずかしいことやしっていうふうになるんですね。生活保護なんかかかったら、人じゃないみたいに、怠け者みたいな、そう思ってるんです。自分の力、自分の金で全部できなあかんっていうふうにして思っている。」

日本社会の自己責任的な自立観から生まれる弊害について、荘保さんはこのように意見 した。自立とは、1 人で生きることではなく社会資源や人に頼り依存しながら生きていく ことであり、その上で主体的に生きていくことなのだ。

6. おわりに

本研究では、釜ヶ崎やこどもの里でのフィールドワークやインタビューを通して、子どもの権利をどのように保障すべきかということについて検討してきた。本研究を通して明らかになったのは以下の通りである。

まず、子どもの権利条約に依拠するということである。当条約では、「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」が掲げられている。西成区の支援者の間でも、子ども支援の理念としてこの条約の理念の実現が目指されている。荘保さんもこの理念を通して、以下のように述べている。

「いつも子どもの命を中心にして、この子にとってどうしたらいいのかっていうことを 考えて、私たちは動いています、それが子どもの権利です。これが子どもの里の活動です。」

実際に今回の調査を通してこどもの里の活動や役割について学んでみると、こどもの里が子どもの権利条約の理念の実現をされていることを実感することができた。

次に、子どもを主体性のある存在として尊重するということである。こどもの里では、子どもの力を重視しており、子どもが主張することができるようなエンパワメントや性の教育も行われていた。これまでの子どもの権利擁護の領域では、子どもを保護すべき存在として捉えられてきたが、当法人では、子どもを主体的な存在として捉え、大人と対等な関係を形成することが重視されている。子どもの権利条約でいえば、「参加する権利」が重

視されていることが分かった。

さらに、社会資源や人を頼って生きることを保障するということである。主体性の重視とは、人に依存せずに、自らの力で生きていくことを意味しない。例えば、荘保さんは、生活保護を積極的に利用する必要性が語られていた。日雇い労働者などの親が生活保護を利用することによって、子どもと関わる時間を確保でき、それが子どもの権利を保障することになる。また、子どもも社会の中に依存することのできる場所を多く確保することによって、安心して生きていくことが可能となる。自立援助ホームの子どもたちは社会一般の自立観に強く影響を受けており、自己責任で生きていくことに囚われていることが荘保さんによって語られていた。こうした状況を打開するために、他者に依存できる自立観をもち、主体的に生きていくことが目指されている。

最後に、本研究の課題を述べる。今回は荘保さんを始めとする支援者の視点から子ども 観について調査研究を行っており、当事者である子どもの視点からの子ども観については 詳しく調査していない。こどもの里の子ども達は実際どのような自立観や考えを持ってい るのか、自身が持つ権利やこどもの里の方針についてどう認識しているのか調査すること でこどもの里における子ども観についてより理解を深めることができると考えられる。

参考文献

村上靖彦 「子どもたちが作る町一大阪・西成の子育て支援」世界思想社 2021年5月5日

資料

報告会でのパワーポイント資料

2022年度3回生 鈴木良ゼミ シンポジウム

安達 理久也

半田 未悠

堀 雄介

川崎 知我

本吉 裕輝

小川 茜

小川 萌

芝本 七海

柴田 大地

鈴木 瞳

田口 穂実

樽本 澄怜

佐々木 晴哉

シンポジウムの式次第

16:40~ はじめのあいさつ

16:45~ 各報告

- ① NPO 法人こどもの里における子ども観~子どもの権利条約から考える~ 安達理久也 小川茜 小川萌 芝本七海 田口穂実 本吉裕輝
- ② 視覚障害者が社会の一員として認識されるためには 半田未悠 柴田大地 鈴木瞳
- ③ 当事者視点に基づいたバリアフリー・権利擁護とは 佐々木晴哉 堀雄介 川崎知我 樽本澄怜

17:30~ 指定質問 会場を含めたディスカッション

18:10~ おわりのあいさつ

NPO法人こどもの里における子ども観 ~子どもの権利条約から考える~

安達理久也 小川茜 小川萌 芝本七海 田口穂実 本吉裕輝

目次

- 1. はじめに
- 2. 調査方法と調査対象地域
- 2-1調査方法
- 2-2釜ヶ崎
- 3 NPO法人こどもの里の基本理念
- 3-1活動の経緯
- 3-2 理念と活動
- 4. こども夜回り
- 4-1活動の経緯
- 4-2活動の概要
- 4-3夜回りでみえた子どもの力
- 5. 学童保育・ファミリーホーム・自立援助ホーム・ス
- テップハウスについて
- 5-1活動の経緯
- 5-2 自立について
- 6. おわりに

1. はじめに

子どもの権利条約には「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの原則がある。

私たちは大阪市西成区にある,こどもの里の学習を進める中で、 「**こどもの里における子どもの権利とは一体何なのか**」という問題意識を持った。

2.調査方法と調査対象地域

2. 1. 調査方法

2022年7月17日10時~12時まで私たちは、こどもの里の職員である水野阿修羅さんの案内で釜ヶ崎のフィールドワークを行った。同日13時から壮保さんへのインタビューを実施した。







2-2 釜ヶ崎

- 生活保護の受給率 40%
- 人口約10万5000人 のうち、65歳以上 の人口が4万人
- 15歳未満の子ども の数は全体の7%
- 「日雇い労働者の 街 |
- ・現在は福祉の街



3. NPO法人こどもの

里の基本理念

3-1 活動の経緯

- ・釜ヶ崎との出会い
- ・こどもの里誕生の経緯

荘保さんは「子どもの権利」や 「子どもの力」という言葉を重視 されている



3. NPO法人こどもの里の基本理念

3-2 活動と理念

・こどもの里の理念

「安心できる場」「多様性のある場」「自律性を養う場」「学習の場」

・こどもの里の活動

緊急一時保護、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、夜回り活動

虐待に対するこどもの里の三つの役割

4.こども夜 回り

4-1 夜回り活動のきっかけ

- ・横浜寿町で起きた事件
- ・野宿生活者に対するアン ケート



4.こども夜回り

4-2 夜回り活動の概要





夜回り活動とは子供たちが野宿生活者を訪問する活動であり 主に冬の時期に行われている。夜回り活動の目的は、野宿生 活者への理解であり、誤解や偏見を失くすことである。

4. こども夜回り

4-3 夜回りで見えたこどもの力





出典:https://www.fesco.or.jp/winner/h30_51/winner.php?wid=12397

5.学童保育・ファミリーホーム・自立援 助ホーム・ステップハウス

5-1 活動の経緯





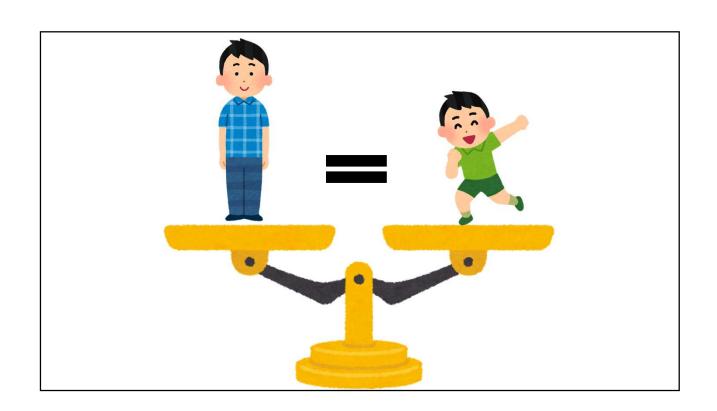
5-2 自立について

荘保さんの考える"自立"



主体的に意思を表明し活動できること





日本社会の考える自立



自分で稼いで自分で生活すること



おわりに

子どもの権利をどのように保障すべきか

- ①子どもの権利条約に依拠する
- ②子どもを主体性のある存在として尊重する
- ③社会資源や人を頼って生きることを保障する

参考URL

- ・ローポジション「ホームレスと出会う子どもたち」 https://www.lowposi.com/
- ・公益財団法人 社会貢献支援財団「認定NPO法人こどもの里」 https://www.fesco.or.jp/winner/h30_51/winner.php?wid=123 97



1、研究背景の目的
2、調査方法
3、生い立ち(幼少期、小学・中学・高校、大学)
4、活動内容
①ブルックの会
②地域の学校で学ぶ視覚障害児・者の点字教科書
③障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都
実行委員会
5、社会との関わり
6、終わりに

1、研究の背景と目的

○視覚障害者を取り巻く社会の対応はいまだに課題は多い

例えば

- ・駅のバリアフリーかを各社模索している →ホームドアが設置されているのは全国9411駅のうち943駅
- ・点字図書は一般的な図書より数が少なく、情報量に差がある。
- →国立国会図書館の所蔵数の総計は約4600万点なのに対し、
- ∼視覚障害者の方が使いやすい本は、52万点

2、調査方法

日時→2022年7月18日 4 講時 場所→同志社大学新町キャンパス 対象者→野々村好三(現在は京都ライトハウスに所属)







・野々村さんにインタビューしている様子



・ゼミの生徒二名がバス停までお見送りする様子

インタビュー項目

- ・ ①生い立ち (目の病気、親の考えなど)
- ②小、中、高校の盲学校時代(盲学校での体験、各年代の困りごと、卒業後の進路)
- ③大学生活(盲学校との違いについて、大学での経験など)
- ④5つの情報バリアの解決方法(電子化されてない本はどうやって読むか、服を購入する際の基準など)
- ・ ⑤ブルックの会 (活動経緯と内容)
- ⑥全国視覚障害児童·生徒用教科書点訳連絡会
- ⑦障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会
- ・ ⑧現在活動している事業
- ⑨権利擁護について



4、活動内容

①生い立ち(幼少期、小学・中学・高校、大学)

幼少期・・彼は小眼球と白内障を患った。 鉄棒の下を上手く潜り抜けることができず、人と

鉄棒の下を上手く潜り抜けることができず、人と見え方が違うと感じた。

児童期・・小学校高学年では白杖を練習し1人で登下校が、中学校では寄 (盲学校) り道ができるようになり 高校では入試で苦労。

大学・・盲学校とは異なり、教科書や配布物の統一した配慮がなく、大学の図書館を通じて、情報の差を感じる。様々な人に出会える経験を得た。

①ブルックの会

- 1995年、友人の佐木理人さんの鉄道事故を契機に発足
- ホームの安全対策を求めるために裁判を起こす

鉄道事故の要因

- 1. 大阪市営地下鉄側のホームにおける安全対策
- 2. 周りが声をかけない
- 3. 視覚障害者の安全確保



2、地域の学校で学ぶ視覚障害児・者の 点字教科書(求める会)

- ○1986年に発足。
- ○活動内容
- →地域の学校に通う子どもたちの環境を整えるため、教育委員会に働きかけ・点字教科書を作成・学習会の開催を実施。 2003年に拡大文字教科書2004年に点字教科書が国の財源から 支給されるようになる。2005年に複数団体「全国視覚障害児 童生徒用教科書点訳連絡会」を設立。翌年NPO法人取得。

③障害者権利条約の批准と完全実施を目 指す京都実行委員会

障害者が生きづらさを感じない社会を目指し、障害者権利条約を機能させ 障害者差別をなくすための条例を作ることが目標。

○課題

- ・障害の種類が異なることによる当事者同士の差別が起こりう る。
- →議論の際は障害関係以外の分野の人が関わると解決につながりやすい。
- ・条例を作るだけでは機能しないため、生活の中で課題を洗い出 ▶機能させる必要性。

5、社会との関わり



- ・自販機で自身で飲みたいものを選んで買うことができない。 →自身の代わりに自動販売機を押してもらえる人がいて、 やっと飲み物を買うことができる。
- ・音のならない横断歩道を怖くて渡ることができない。 →雨の日は特に車の音が聞こえにくい

一般の人が個々で視覚障害者の人と関わりを持つことが必要

終わりに

- 何においても視覚障害者も利用するという認識が必要
- 視覚障害者自身も社会に出ていくと世の中の意識が変わる
- 視覚障害者自身も社会がどうなっていったらいいかを明確にする

考察

- 社会の側
- 当事者の側





当事者視点に基づいた バリアフリー・権利擁護とは

同志社大学 鈴木良ゼミ 三回生 佐々木晴哉・堀雄介・川崎知我・樽本澄怜

はじめに

2006年 バリアフリー法施行以来、バリアフリーを推進する様々な施策がなされてきた。

ただし、当事者視点に基づいたバリアフリーができているとは言えない。

※後述のバリアフリーチェックを参照

バリアフリーを目指す法律がありながらも、当事者が望むバリアフリーを実現することができていない。

当事者の参画が必要!!

はじめに

全国各地でバリアフリーを推進する活動を行う大久保健一氏(以下、大久保氏)をお招きし、中学時代、高校時代、格安航空会社との交渉までに至る経験を聞き取り、インタビュー結果と同志社大学今出川キャンパスでのバリアフリーチェックに依拠して、当事者視点に基づいたバリアフリーを目指す権利擁護のあり方について考察した。

調査方法

- •2022年6月6日(月):同志社大学SDA室のコーディネーター である日下部隆則氏に同志社大学キャンパス全体のバリア フリーの現状についてのインタビュー調査
- 2022年7月11日(月):14時30分~14時40分臨光館の新町 食堂のバリアフリーチェック、14時40分から16時40分まで臨 光館306において、大久保氏にインタビューを行った。16 時40分から18時10分まで、臨光館の各教室やトイレなど、 学生会館のバリアフリーチェック

1. 中学生時代:バリアフリー活動の始まり

群馬県生まれの大久保氏は中学生のとき養護学校に通っていた。

大久保氏は当時、親に車で送迎してもらっていたので、駐車場がないと駅に行けない。

その困りごとを市の広報誌に投稿したところ、すぐに市役所が駐車場を作ってくれた。これが大久保氏にとって、要望が 実現できたという生まれて初めての経験となった。

この経験から、

言わないと相手は配慮しない

社会的な課題は行政や企業への要望、新聞などのメディアでの投書を通して、訴えるべきことだと捉えるようになった。

2. 高校生時代: 曽根綾子氏との対談

1993年2月15日『東京新聞』において、渡邊美智雄が自らの車いす姿の写真について「ぶざまな格好だが、過大宣言はしないように」と発言したことが掲載されていたことに対して、後日、大久保氏は渡邊氏の発言に対する抗議の手紙を送った。その後、渡邊氏からは謝罪の手紙が届いた。

しかし、大久保氏の意見に対して曽野綾子氏は「日本語に 見当外れな解釈をする高校生」と本筋からはずれた非難をし た。

「ここは言っておかないと、金輪際、 発言が僕も封殺されてしまうと思っ て」

曽野氏の意見に対して大久保氏は抗議した。

3. 2013年:格安航空との交渉

2013年3月、1ヶ月前から予約していたが突如、航空会社ピーチから搭乗拒否の連絡を受けた。

「電動車いすを載せるトランクがJALとかANAとか、ふつうは飛行機で下のおなかの部分に乗せるのですが、ここではコックピットの下の頭の部分に乗せる。標準型の物でも入らないということで、ほとんどの電動の人は乗れない。」

理由:他の航空会社とピーチでは車体が違うため。

→大久保氏はピーチ側と交渉し、1か月後、予約した飛行機に乗ることができた。

調査結果(ライフヒストリーを分析)

・大久保氏の気付き:実際にバリアフリー環境に向けて 改善の取り組みを行う際に空港の担当者と一緒にバリ アフリーチェックを行うと改善されることが多い。

→大久保氏以外の視覚障害者や知的障害者などあらゆる障害者から見ても設備や建物が使いやすいように改善させるために、CIL(自立生活センター)といった障害当事者団体の関係者と一緒に活動すること。

- ・空港が完成した後に、空港に不備があれば、<mark>地元の</mark> 障害者の方から関係者に働きかけをしてもらうように 伝えている。
- •空港会社の関係者と地元の障害者とが共にバリアフリーチェックをしてくれると、互いに理解をして改善されることが多いからである。







同志社大学 バリアフリーチェック

@新町食堂

- 消毒液容器押すタイプで固定してある方がやりやすい。
- ・消毒液容器動くやつはやりにくい







@新町食堂

- ・コロナ禍だと人を避けることが多い
- ・銀色の部分机の低さ膝が入らない



@R201

- •入口の広さについて
- →気を付ければ教室に入ることができる
- ・机の下足が入らない



@R201

- ほとんどの椅子が机に固定されており、固定されていない椅子が一番後ろしかないため、一番後ろしか座れない
- ・1番後ろだと臨場感がない遠すぎる
- ・机と机の幅が狭い





@一階トイレ

- 椅子に座ったままトイレができる
- ・流すボタンが高い位置にある
- ボタンが高いところにある





@自動販売機

- 番号押したら買える方がいい
- 小銭の流し台がある方がいい





@新町キャンパス事務室

- ・パンフレットが斜めに出てるやつは取りやすい
- •重なってるものをめくってとるのが大変
- •1枚ずつ斜めにしてあった方が取りやすい





@エレベーター

- •エレベーターひろいからストレッチ入る
- ・鏡は大きい方がいい 全面にあった方がいい





@学生会館

- ・廊下広い
- ・渡り廊下に車止めがあった方がいい。
- ・点字の誘導ブロック がない



バリアフリーに関する問題

大久保氏のバリアフリーチェックによって同志社大学 新町キャンパスに 様々なバリアが指摘された。

したがって、"当事者視点に基づいた"バリアフリーが実現できていない

大久保氏の主張と現状

大久保氏:「設計段階から関わるのは重要」

現状: 建物の設置段階において評価会議の実施は法律によって

定められていない。

インタビューからの考察

- 全国各地でバリアフリー活動を行う大久保さんへのインタビュー結果と同志社 今出川キャンパスのバリアフリーチェックに依拠して、当事者視点に基づいたバリアフリーを目指す権利擁護のあり方について考察。
- ①建物が設置された後に、企業・行背関係者と地元の障害当事者 団体とでバリアフリーチェックを行う。
- ②当事者が設計段階から参画する

当事者視点に基づいたバリアフリーを目指した権利擁護を実現するためには当事者の存在が必要不可欠であり、特に「設計段階から関わるのは重要」とされている。

日下部氏のインタビューと 大久保氏のインタビューの共通点

日下部氏: 「そうした意味で設計を随分、変えてもらっ

た、そうしたこともあります。」

「この部屋の造りで車いすが自由に動けるのかとか、車いすのユーザーがこの寮でバリアフ

リーで生活できるか。」

大久保氏: 設計段計の当事者視点は大事である

日下部氏と大久保氏のインタビューの趣旨には共通項がある。

移動等円滑化に関する好事例・先進事例の共有(国土交通省) ー関西国際空港リノベBF検討会



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001426037.pdf



結論

- 権利擁護とバリアフリーを進めるにあたっては、 設計段階時点で当事者の視点を組み込むこと が大切である。
- 施設を利用する地元の当事者の方々に意見く聞くことが大事である。